



Q7 治療途中で転院をしました。協力医療機関のリストにない医療機関ですが、転院先の医療機関で行った不育症治療も申請できますか？

A7 助成の対象となるのは「横須賀市不育症治療費助成事業における助成対象の協力医療機関リスト」に記載されている医療機関で実施した不育症治療費です。
(別紙1をご参照ください。)
リストに掲載されている協力医療機関で診断・治療を受けた後、その医療機関から紹介をされた医療機関で受けた治療は、申請の対象となります。
申請の際には、不育症診断等証明書(第2号様式)と、不育症治療実施証明書(第3号様式)を合わせてご提出ください。
不育症治療実施証明書(第3号様式)のみの提出は、証明書として認められません。



横須賀市

不育症治療費助成について

Q&A



Q1 横須賀市転入前に不育症治療を開始し、平成24年10月に転入してきました。平成24年10月以前に治療した費用についても、助成の対象となりますか？

A1 横須賀市の少子化対策として、事業を実施しています。そのため、横須賀市に住民登録をしている方が不育症治療を受けた場合を対象としています。横須賀市に転入された平成24年10月以降の治療費からが助成の対象となります。それ以前は助成の対象とはなりません。

Q2 横須賀市から転出した後に、横須賀市に住んでいた期間の不育症治療費の助成について申請できますか？

A2 治療期間中および申請日に横須賀市に住民登録があることが助成の要件となりますので、転出後の申請はできません。

Q3 夫が申請をしてもよいのですか？

A3 ご夫婦どちらでも申請をすることができます。助成金のお振り込みは、申請者名義の指定口座とさせていただきます。

Q4 治療中に申請をすることはできますか？

A4 不育症の治療期間の終了は、その妊娠の出産（流産・死産を含む）をした時点となります。治療期間とその間にかかった治療費が確定したら、ご申請ください。

Q5 同じ年度で、2回治療を行いました。2回分の治療費の助成をうけられますか？年間の申請回数に制限はありますか？

A5 1年度あたりの助成上限額は30万円です。それを超えない限り、申請回数の上限はありません。

1年度の間2回目以降の治療の助成を受ける場合は、1年度の助成上限額の30万円から、それまでの助成額を差し引いた額の範囲内で助成をいたします。

例) 1回目の治療が平成25年4月～8月までで、治療費として20万円かかった。2回目の治療が、平成25年10月～平成26年3月までで、治療費として30万円かかった。

⇒この場合・・・

1回目の治療に対する助成は、 $10万円 + 10万円 \times 1/2 = 15万円$ 。

2回目の治療に対する助成は、 $10万円 + 20万円 \times 1/2 = 20万円$ 。

ただし、1年度あたりの助成上限額は30万円なので、2回目の助成額は既に助成を受けた15万円を差し引いた15万円となります。

ただし、2回目の治療が年度をまたいだ場合は、翌年度の申請となります。

翌年度の1回目の治療として、20万円が助成の対象となり、翌年度の次回以降の申請額の上限は10万円となります。

Q6 第2子でも不育症治療費は助成の対象となりますか？

A6 第何子目の治療であっても、助成の対象となります。